

表紙

阿蘭陀条約

阿蘭陀条約

日本和蘭兩國往古より之通誼弥固かりしめん為
御国初に和蘭国江賜りし信牌も有之により長崎
奉行荒尾石見守川村対馬守御目付永井玄蕃頭
元称浅野一学和蘭国王之大全権於日本和蘭領事官
岩之丞
リットル・デ・オル・デ・ファン・デン・子ートルランツ・セン・レーウ・メース

トルヤンベンデリッキドンクルキニユスと決着え取極書

第一ヶ条

一和蘭国民^江是迄差免候場所^江警固無之出島より
出行候儀可為勝手次第事

第二ヶ条

一和蘭人日本之掟を犯し候ハ、出島在留高官之者^江
為知可申候、左候得者、同人として和蘭政府より、其
国法通り戒可申事

第三ヶ条

一和蘭人日本人より不都合之取扱を請ふ時^者、於日本

和蘭領事官より其旨訴、日本重役より吟味之上、日本
国法通り戒可申事

第四ヶ条

一若外^二日本港津他之国民之為に拘きに相成候ハ、
和蘭国^江も直^二同様免許可有之事

第五ヶ条

一国王軍船之士官、或者其他乗組之内、或は和蘭
陸軍之向、於日本死去致候ハ、葬送之節、其者之
位階に因て船中にて^者空炮相放ち、墓所^ニ於^而者
小筒空発^リたし、其外之儀、或^式者、是迄之通^ニ候事

第六ヶ条

一長崎入港之和蘭商船、海岸に近寄候ハ、是迄之通
国旗之外、合符之密旗モ可揚事

但、軍船^者合符之密旗所持不致候事

第七ヶ条

一右両旗疏黄島遠見之者見請候ハ、目当として
是迄之通同所旗竿に和蘭国旗モ可引揚事

但、軍船モ同様之事

第八ヶ条

一和蘭軍船商船共、是迄之通高鉾島裏手に碇入

候事

第九ヶ条

一長崎奉行其爲に直様差遣候番士官一同、和蘭商
館之役人罷越、其國之船に無給儀聴と申出候上^者

右船帆を揚^ケ、或者蒸氣又^者日本挽船を以致入港候
儀、是迄之通に^ハ質入^者不差出候事

第十ヶ条

一船々乗組之者共、端船相用、外船々并出島^江通路
可致、且養生之爲港内乗廻し可申候、尤商船之水
夫共儀^者、其端船に船頭按針役之内、乗組候節限

候事

但、出島水門之外者、勿論上陸致由敷、且日本船之
乗組と出会候儀不相成、尤為目印和蘭之旗と
建可申候

第十一ヶ条

一出島水門之外者、端船と以上陸致由敷事

第十二ヶ条

一出島住居向土蔵等、是迄之次、^二而^一変改修復^(覆)新規
取建共奉行所江相届承届之上、和蘭商館脇荷
銀を以、日本職人相雇、材木買入候事

第十三ヶ条

一出島滞在之和蘭人、其端船或者日本船を以港内
乗廻候儀差支無之、尤上陸は不致、右之船々を以港
内に於て養生のための釣等致し候事

第十四ヶ条

但、為目印和蘭之旗を建可申候

一、水門之鎗者、和蘭商館高官之者預り可申候、尤免
許無之者不入込様、取締之為開閉之節者、詰合

日本役人江相断候事

第十五ヶ条

一表門鎰者、勤番之日本役人預り候事

第十六ヶ条

一商売船按針役以下船手之者共、是迄之通表門出入身許探改候事

但、水門本船二市者改無之事

第十七ヶ条

一出島より市中江持出、或者市中より出島江持入候荷物者、是迄之通改有之、蘭船出島往返之荷物者改無之事、但、密売之儀者、嚴重に制当可致候事

第十八ヶ条

一和蘭商船長崎港内滞船中仕役之節、日本番士官是迄之通出島江出役可致事

第十九ヶ条

一商売方所置者、仕来之振合二可有之、和蘭荷物蔵之鎰者、不断出島滞在之高官之者預り、日本封印に不及事

第二十ヶ条

一日本掟に随ふ免許を請候日本人者、都而出島江立入是迄之通りに候事

第二十一ヶ条

一於長崎都^市 辭儀^亦對^者 日本人^者 日本之作法

和蘭人^者 和蘭之作法^二 可致候事

第二十二ヶ条

一時宜^二寄出島^一滞在^之 和蘭人^者 唐船^并 外國船^に

詔^託 書翰差送候事

第二十三条^(分脱)

一日本和親之外國船長崎港碇泊中、其船主^と 和蘭

人書翰差送候事

第二十四ヶ条

一和蘭船人別改^者、入津出帆之節兩度致^三、出島^者

無之事

第二十五ヶ条

一和蘭商船玉藥武器、火炮同様本船差置候事

第二十六ヶ条

一献上物、御役人方進上物^并八朔^者、是迄之振合^に可

致、商館商売筋^者 改革無之、此後商売筋^に付、

日本方或^者 和蘭方^二 改革致度事有之候ハ、

長崎奉行、和蘭領事館勘考之上、相定可申事

第二十七ヶ条

一若規定相立度事有之候節^者、長崎奉行、和蘭領

事官^二相加可申、且双方之為無益之煩と可相成廉^者、
可成丈廢候様可致事

右取極候二十七ヶ条、兩國君承諾之書面^者、其為被

仕候兩國之高官調印之上、此取極書調印之日附あり

ニヶ年之内、長崎におゐて取替可申候、尤右箇条^者、直

様取行候事

右条約本文二十七ヶ条^者、大日本長崎奉行荒尾石見守、

川村对馬守、抑目付永井玄蕃頭、浅野一學と和蘭国王之

丈全權、於日本和蘭領事官、リッドル・デン・オルデ・ファン・デン・

ミール・ラッセン・レーウ・カーストル・ヤン・ハン・デリック・トール・キ

エル・シユスと、安政二年乙卯十二月廿三日、於長崎府為取

替候事相違無之、此度規定之書面、長崎府におゐて

為取替之儀^者、在勤之長崎奉行抑目付^江委仕せしめ、

以後兩國互ニ条約急度相守可申事、右

大君之命と以

安政四年丁巳閏五月

堀田備中守^{花押}

阿部伊勢守^同

牧野備前守^同

久世大和守^同

内藤紀伊守^同

表紙

阿蘭陀条約附録

条約附録

於日本和蘭領事官ドンクルギルシウスと日本国御勘
定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾
石見守、御目付岩瀬伊賀守者と長崎ニおゐて定むる所之
条約附録

第一条

一長崎箱館之両港に於て、向後通商相許候事

但箱館者、此取極双方調印の日より十箇月之後
可相始事

一商船入津之節積高一噸（第一二条脱）付日本ノ六石
四斗に當る銀五匁百五十

噸以下者、一噸ニハ銀五匁宛之割合を以、入津当日より

二日日本ノ
二十四時之内に、船税相納へし、尤軍船者、挽船水先

等之入費差出し、船税は不差出事

但、商船長崎江船税差出せし後、直ニ箱館江廻り

節者、二重相納に不及、長崎出帆之節、其

訣荷物目録江認加へ可渡、箱館市船税相納め

長崎江廻り節も同様たるへし、併外國之港等江

立寄、切手外之品積越時は、荷物目録改訂差出、
船税を納へし、且引船或者荷物持運之為、日本
の小船相雇節者兼渡置印鑑引合、鑑札所
持之もの雇入へき事

第三条

一難船之外者、商売不致船二も、入港後二日と過る
時者、定式之噸銀を可納事

但、難船等二修復のため入帆致し貿易せざる
船三も、居合たる船江積替へ又者陸揚之荷物
売払時者、定例之噸銀者可納事

第四条

一商船入津之節、船号、噸数、船主、荷主、名前書付、積荷
物目録、長崎二者二日上之内、出島滞在之和蘭官長より
差出し、二日と過き積荷物目録不差出時者、二十四条之
通、過料差出すへし、箱館三者一日日時之内に、船主より
奉行所江差出すへき事

但、長崎三者積荷物目録等不差出以前二も、出島
水門江持運のため、昼之内に限り、荷卸し差支
無之、箱館三者目録差出せし後、奥筋の日本
役人立会之上、荷卸致すへし、尤長崎三も出入

之荷物改場所取建る上者、猶談判と遂仕法
可取扱事

第五条

一 船数并商売銀高と其限りを立る事なし、併持
渡之貨物日本人好_二不_一欠_二或_一者代り品等差支る時ハ
交易と遂さる儀も可有之事

但、持渡之品物買取置代り品差支る節者、会所
有合外国金銀錢_三仕_一払致す儀も可有之事

第六条

一 商船持渡之品入札払并相対払之令とも荷物惣代

銀之内より三割五分差出すべし、尤会所_三直組買上_一之
品_者此限りにあらざる事

但、輸入輸出之荷物、其外貨物転輸<sub>外国より買入し品も
外国より売出すと云</sub>

之租税等双方談判之上、追而取極る迄ハ本文之振
合と以可取計事

第七条

一 商船持渡之品見令ヶ之上、会所_三商人共に入札為
致、荷物代料_者落札商人より会所_三為納、同所に預り
置とも、又_者落札商人より代品_三請取とも、無差支事

但、会所_三取扱ふ令_者若払代銀并代り品等滞り

もの有之共、同所^ニ償^ハ、阿蘭人に損失を掛向敷、
 万一相対^ニ取計、損失相立とも、会所^ニ差構^ス、且
 本文商人之儀^者、望次第入札為致人数之極^リ等事

第八条

一商船持渡子諸貨物之内、売残之分又は遣用等之内、
 不時入札申立子節^者、其都度々々前箇条同様
 取扱、且出島^ニ商人^江相對^ハ致候儀、無差支といへ共、
 右品物代料^者、正銀^ニ会所^江為納^ハし、商人^江代^リ品
^ニ仕^ハ之儀^者不相成事

但、出島^ニ商人^江売渡せし荷物代銀^并品書等、

阿蘭官長より書面差出次第引合、其代銀会所^江
 皆納為致、其段会所役人より証書を達^リ上^ニ、荷
 物渡すへき事

(第九條脱) 第十條

一相對^ハ之品物請込たり商人より、代銀会所^江不
 差出以前に、阿蘭陀人若荷物を渡し、又ハ注文品買
 入れ品等之儀^ニ付故障出来、或^者品物取隠し持逃等
 致^スもの有之、成丈吟味に可及といへとも、会所^ニ償^ハ之
 沙汰に不及、且荷物請取渡者^之者、其品之精粗或ハ
 介量丈尺之儀^ニ付、訴訟不相叶事

第十一條

一 日本商人より阿蘭人^(買) 貴請子諸品兼テ会所より渡
置銀札と以仕払時^者、同所預り銀之内^而勘定致シ、
右商人^{江者} 日本通用銀に引替遣し、且館内其外
諸雜用、又^者引船賃銀等之儀にも、預り銀之内^而勘定
可相立事

第十二條

一 阿蘭人洋金銀錢を以諸貨物買入る儀、差支無之
且日本^而洋金銀^(錢脱)望ある時^者、交易銀高之内割合
を立て請取儀、談判次第たるへし、尤商人^{江者} 直に

不相渡、会所^而取扱ふべき事

但、金銀錢^者一ギルデン^{ニ付}、日本銀に直し六匁
二分五厘之相場と以仕払へき事

第十三條

一 軍用之品^者奉行所買上之外、商人^{江者} 売渡方不相成事
但、此後持渡品之内、時宜^{ニ寄}商人^{江者} 売渡方差留
る品有之節^者、双方之役人公平に談判治定
可致事

第十四條

一 阿片は日本国禁^{ニ付}、日本人^{江者} 一切相渡箇敷事

第十五条

一金銀

右者阿蘭人買入候儀不相成、尤諸雜具之色絵并
細工物等、用たる令者、別段たるへし、此外も停止
可致品者、双方公平に談判相定へき事

但、日本通用貨幣ハ輸出不相成事

第十六条

一米、大麦、小麦、大豆、小豆

一石炭

一美濃紙并半紙

一書籍并地圖類

一銅器類

右者今所取引之外、商人より売渡不相成、尤市中
ニ希見当り又は売込人より当用丈ヶ買入る令は
差支なしといへとも、若法度之書籍、図面等有之節ハ
差留へき事

第十七条

一銅

一刀劍類、附属之小道具類

一甲冑并弓鉄馬具、其他之武器類

一丈和錦

右者商人より売渡方不相成、尤日本政府より誂物代料之内江割合、其時之^可談判之上、時相場を以相渡義も可有之、且右同断之振合^可然品^者尚其時に臨之双方公平に談判相定へき事

第十八条

一日本人より売渡す品何品^{ニ限}らず、日本時相場を以て相渡へき事

但、年之凶荒^{ニ寄}、食料并蠟紙類一時渡シ方差留^{ニ儀}も可有之事

第十九条

一商船渡来中、船切手、長崎^{ニ寄}、阿蘭官長預り置箱^{ニ寄}館奉行所^江差出為置、且長崎箱館之兩港共板荷取締之為、昼夜共見守船差出へし、尤船數多少^者其時之都合^{ニ寄}定めなしといへとも、阿蘭人より入費差出スに不及事

第二十条

一商船持渡候荷物、揚々場迄持運之為、日本之小船相對^{ニ而}雇入る節、右船中^{ニ而}若紛失品其外故障筋出来せハ、可成丈吟味^{ニ及}ふといへとも、会所^{ニ而}

不償事

第二十一条

一商船入津之節、積荷高相違之書付差出_{ニ於テ}者、
阿蘭官長_{ニ而}引受取扱、船主より過料として洋銀
五百枚会所_江差出へき事

第二十三条

一箱館着船之上、一日_{上同}之内に積荷惣目録差出さゞ
れば、船主より過料として、一日相延_ニ毎に洋銀五十枚
宛会所_江相納、尤二百枚を限りとすへし、若自儘に
荷卸し等致すもの有之_{ニ於テ}者、其荷物取上る上、

船主より過料として洋銀五百枚可相納事

第二十三条

一阿蘭商船之積荷物、自国他国之差別なく港内に
おゐて外船_江運_ニ移す儀、不相成、若無餘義事情あり
_者、前以其段阿蘭官長又は船主より申立、品書差
出、日本役人立会之改之上_{ニ而}取計ふへし、万一勝手に
移し替るものありハ、其荷物会所_江可取上事

第二十四条

一開たる港_ニ於テ、万一抜荷、密売買等致すに於_テ者、
日本人_者日本之国法を以て處し、阿蘭人_者其荷物不

残会所^ニ取上へし、尤約^ニ背き外海岸^江船も寄せ
密売買いたすものハ、船荷とも取上へし、右^者阿蘭
官長^ニ引請取計、聊以故障申立同敷事

第二十五条

一奉行所之達しなくして、日本人船中に差置同敷、
若私に相越ものあり、召捕、日本役人^江可引渡事

第二十六条

一^商番船白々^江之仕扱方不濟内^者、阿蘭官長^ニ出帆
致させさる事

但、箱館^ニ在る者 阿蘭人買調たり品物之代り品、又^者

代料納者以前^ニ買請荷物不残船積致す義不相成
事

第二十七条

一出島表明出入之品物、奉行所之許しなき歟又^者出入
断書付と相違あるに於^者、其品不残会所^江取上
へき事

第二十八条

一商館出入之者^江阿蘭人より自用之品相贈り節^者、
阿蘭官長之印紙なくして門外に出さる事

第二十九条

一日本と条約取結たる国々の船渡来之節、船中并出島にて阿蘭人之往来交會差支なしとすとも、入津之上候使乗組相糺し、何国の船なるを達する迄ハ、通路致又問敷事

第三十条

一寺社の外^者台場、諸役所并圍ひ又^者門ある処、其外家屋内^{江者}招きにあらずして立入さる事
但、滞在之阿蘭官長差懸たる用事ある時、奉行所に至るハ、此限りにあらず事

第三十一条

一寺社、市店、休息所に至りし時、謝誼并市店^者求る
当用の品代銀は、又は渡舟場の賃^者銭、日本銀札と以払へき事

第三十二条

一遊歩の地、長崎^{ニ者}四圍を以て其境と定め、箱館にては五里を以限りとし、若誤りて是を越る時は、其地之者制止次第、速に立戻さへし、万一制止と用さるものは、身命之高下に拘らず取押へ、阿蘭官長^江引渡へき事

第三十三条

一 阿蘭人其館内并定たる埋葬所に於て其国之
宗法と修するにハ障なき事

第三十四条

一 和蘭政府より日本政府江書翰差越す節者、詰合
之阿蘭官長又者渡来之船將より長崎奉行江差出
奉行居合さる節者、詰合之高官代りて取計、右返
翰有之節も同様たるへし、尤阿蘭国王より若書翰差
送り事あるとも、右之通取扱へき事

第三十五条

一 阿蘭人日本語又者日本之諸技學度もの有之時は

阿蘭官長より其段申立次第、奉行所より人物を撰み
昼の内に限り、館内へ差遣へき事

第三十六条

一 渡来せし外国人之内、万一闘争等之事あるとも
日本人関係致さる事

第三十七条

一 阿蘭日本双方之民人、口論、訴訟等者勿論、万一打擲、
傷害等^ニ及ん^ニ又者盜賊、火付等之事あらば、双方之
役人取計、以兩國之懇篤之交り^ニ障りあるへから
ざる事

第三十八条

一商売筋^筋勿論諸取扱向とも阿蘭官長居合さる
時は、其次官之者引請取計へき事

第三十九条

一外国政府と取極る規格は、阿蘭人とも同様差免
すべし、尤其地々々々法度に従ふへき事

第四十条

一条約中之儀^儀勿論、此書面に改め載せさる事ハ
都市旧制に循ふべし、箱館湊之儀も凡此書面
条々之振合^二准し取計、此後若已む事を得ず増

減する廉もあらず、双方懇談之上、取極へき事
右若条約追加として互に名判致し、聊^聊違変致向敷
尤從今十ヶ月之内に、本書取替すへきもの也

安政四年丁巳八月廿九日

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

表紙

条約参考書

条約添書

阿蘭日本高官双方談判之上、決定せし条約添書

第一条

一向後本方商売相止、政府訛物代料之外銅渡三方
不致付、条約第二十六条献上物并八朔進物等之
廉相止事

第二条

一条約第六条、第八条、第九条并第二十四条之規則
相止事、向後直様是迄敷繋り、場碇卸し可致事

右者於日本阿蘭領事官トシクルキルシユ又と白本国

抑勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾
石見守、抑目付岩瀬伊賀守、於長崎同様之書面調印いたし
取替すもの也

安政四年巳八月

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

表紙

別紙

別紙

一 阿南官長江府拜礼之作法者、道中筋をはしめ
其地々々の提等取調之上、談判可及事
一 日本開港之場所 江府 其事見と推乃へ来るは障り無之事
一 日本通用之貨幣輸出之儀者、尚談判之事
一 長崎箱館兩港におゐて、通商之仕法と定めし付る者、
何後条約取結ぶ国者、此度相極めし通り、右兩港に
おゐて通商差支無之事
一 長崎会所收納之租税 番、諸仕折方若引足らざる者、
輸入輸出荷物之内、尚同所 番 交易可致事

安政四年己八月

水野筑後守
荒尾石見守
岩瀬伊賀守
同 同

表紙

書付類

書付

踏絵者 何後相廢するといへども、キリスト教法を伝へ、并
リスト宗門其他外国宗門書藉画并像、日本人輸入

す。儀は不相成事

安政四年七月

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

書付

下田港之儀は申立候趣は、取調中付方今投抄難及事

安政四年七月

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

書付

忽尔杜瓦爾国に於て、若阿蘭国同様和親并交易之

条約取結し儀申立るとも、別紙諸外国民之廉同様

日本に於て差支無之様との儀は申立之趣、於当方差

支無之事

安政四年八月

水野筑後守

荒尾石見守

岩瀬伊賀守

書付

阿蘭国王之全権於日本阿蘭領事官トシクルキエルシ

ユスと日本国長崎奉行荒尾石見守、川村好馬守、御目付

永井玄蕃頭、浅野一学、安政二年卯月十二日於長崎取
替せし条約書、兩國政府承諾調印之書面此度取
替すもの也

安政四年己八月

水野筑後守

在押

荒尾石見守

同

岩瀬伊賀守

同

松平久之丞

同